第二十五条の十の四第一項中「特定口座開設届出書の提出をした居住者」を「特定口座を開設している居住者」に改め、「、その提出後、」を削り、「当該特定口座開設届出書の提出をした」を「当該特定口座が開設されている」に、「に記載されている」を「（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載され、又は記録されている」に、「を確認し」を「の確認をし」に改め、「（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を削り、同条第二項中「特定口座開設届出書の提出をした居住者」を「特定口座を開設している居住者」に、「その提出後、既に開設されている」を「当該」に改め、「場合又は」の下に「当該」を加え、「当該特定口座開設届出書の提出をした」を「当該特定口座が開設されている」に改め、「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削り、同条第三項中「特定口座開設届出書の提出をした」を「特定口座を開設している」に、「その提出後、その者の」を「当該」に、「を開設している」を「が開設されている」に改め、「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削り、同条第四項中「同項の規定による」を「同項に規定する」に改める。

第二十五条の十の七第一項中「特定口座開設届出書の提出をした」を「特定口座を開設している」に、「その提出後、その提出をした金融商品取引業者等の営業所において開設された」を「当該」に、「は、当該」を「は、当該特定口座が開設されている」に、「（以下第二十五条の十の十一まで）を「（以下この条、第二十五条の十の九から第二十五条の十の十一まで）に、「。以下第二十五条の十の十一まで及び第二十五条の十の十三」を「。次項及び第三項、第二十五条の十の十第一項並びに第二十五条の十の十一第二項第四号及び第六項第二号」に改める。

第二十五条の十の八中「特定口座開設届出書の提出をした」を「特定口座を開設している」に改め、「特定口座開設届出書に係る」を削り、「及び」を「並びに」に、「において「」を「及び第六項第三号において「」に、「同号」を「同条第二項第五号及び第六項第三号」に改め、同条ただし書を削る。

第二十五条の十の九第五項中「掲げる書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、「及び書類」を「、書類及び電磁的記録」に改め、同条第六項中「（特定口座内保管上場株式等移管依頼書を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第二十五条の十の十一第一項中「金融商品取引業者等の営業所に」を削り、「、当該特定口座が開設されている」に、「第十二項及び第十四項」を「第十三項及び第十五項」に改め、同条第四項第一号中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改め、同条第十四項中「の規定により」を「に規定する」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項」を「第九項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第三十七条の十一の四第三項に規定する政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等が解散又は事業の廃止をした場合　当該解散又は廃止の日

二　その源泉徴収選択口座につき特定口座廃止届出書の提出があつた場合　当該提出があつた日

三　その源泉徴収選択口座につき特定口座開設者死亡届出書の提出があつた場合　当該提出があつた日

第二十五条の十の十三第二項中「。以下この条」を「。第四項及び第十六項」に改め、同条第四項中「特定口座廃止届出書の」の下に「第二十五条の十の七第一項に規定する」を加え、「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を「。以下この条」を「。次項」に改め、同条第八項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第十四項中「第二十五条の十の十一第八項各号」を「第二十五条の十の十一第九項各号」に改め、同条第十五項中「第二十五条の十の十一第九項から第十一項まで」を「第二十五条の十の十一第十項から第十二項まで」に改め、同条第十八項中「の規定により」を「に規定する」に、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出」を「法第三十七条の十一の六第二項に規定する提出」に改め、「当該移管前の営業所の長に」の下に「第四項に規定する」を加える。

第二十五条の十一第六項の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項、第百二十七条第一項及び第二項の項、第百五十一条の二第一項、第百五十一条の三第一項、第百五十三条の二第一項及び第百五十三条の三第一項の項及び同条第七項の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項、第百二十七条第一項及び第二項の項、第百五十一条の二第一項、第百五十一条の三第一項、第百五十三条の二第一項及び第百五十三条の三第一項の項及び第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ(2)の項の項中「第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ(2)」を「第百五十九条第三項第二号及び第百六十条第三項第一号ロ」に改める。

第二十五条の十一の二第七項及び第十一項中「第百二十条第一項各号」の下に「若しくは第百二十二条第一項各号」を加え、同条第十四項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百二十条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第二十五条の十一の二第十七項及び第十八項中「第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)」を「第百五十九条第三項第二号並びに第百六十条第三項第一号ロ」に改め、同条第十九項第九号中「若しくは第八号」及び「又は第八号」を削り、同項第十一号中「から第八号まで又は」を削り、「から第八号まで、」を「」と、「又は第百二十三条第二項第一号」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号」に改める。

第二十五条の十二第七項中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改める。

第二十五条の十二の二第六項中「第百二十条第一項各号」の下に「若しくは第百二十二条第一項各号」を加え、同条第十九項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百二十条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第二十五条の十二の二第二十二項中「第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)」を「第百五十九条第三項第二号並びに第百六十条第三項第一号ロ」に改め、同条第二十三項第九号中「若しくは第八号」及び「又は第八号」を削り、「から第八号まで」を「」と、「又は第百二十三条第二項第一号」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号」に改める。

第二十五条の十二の三を次のように改める。

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例）

第二十五条の十二の三　法第三十七条の十三の三第一項に規定する政令で定める部分は、同項の規定の適用がある株式交付により譲渡した所有株式（同項に規定する所有株式をいう。以下この項、次項及び第四項第一号において同じ。）のうち、当該所有株式の価額に株式交付割合（当該株式交付により交付を受けた株式交付親会社（同条第一項に規定する株式交付親会社をいう。次項及び第四項において同じ。）の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）のうちに占める割合をいう。同号イにおいて同じ。）を乗じて計算した金額に相当する部分とする。